

名張市立病院タオル賃貸借業務仕様書

本仕様書は、名張市立病院（以下「発注者」という。）におけるタオル賃貸借業務にかかる業務内容の基準事項を規定するものとする。

1 業務目的

本業務は、病院内で使用するタオル類について、適切な回収、洗濯、消毒及び供給を行い、院内の衛生環境を維持することを目的とする。

2 場所

三重県名張市百合が丘西1番町178番地 名張市立病院内

3 契約期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間とする。

4 対象物品及び用途

(1) アイスグリーンのフェイスタオル

枕カバー、患者清拭用等に使用する。

(2) オレンジのタオル

医療機器、設備その他環境清拭用として使用する。

5 使用実績（令和7年度月平均）

	実績数量（枚/月）
アイスグリーン（200 匁 35×85cm 程度）	3,900
オレンジ（200 匁 35×85cm 程度）	1,725
合計	5,625

※使用数量は患者数及びその他の要因により増減する場合がある。

6 ランドリーカートの設置

受注者は、各部署（2～5階病棟、外来、透析センター、リハビリテーション科、臨床放射線科、内視鏡室、救急外来）に使用済みタオル回収用のランドリーカート等を設置すること。ランドリーカート等の設置及び修繕にかかる費用は受注者が負担すること。

また、受注者の都合により設置場所を変更する場合は、柔軟に対応すること。別途費用が発生する場合には協議により決定するものとする。

7 使用済みタオルの回収方法

- (1) 使用済みタオルは、各病棟に設置したランドリーカートへ投入するものとする。
- (2) 便、尿、吐瀉物、血液等により著しく汚染されたタオルは、青色ビニール袋に収納したうえでランドリーカートへ投入するものとする。
- (3) 感染症のおそれがあるタオルは、透明ビニール袋に収納し、感染内容その他必要事項を記載したメモを添付したうえでランドリーカートへ投入するものとする。

8 回収頻度

- (1) 受注者は、ランドリーカート内の使用済みタオルを、平日に1日1回、回収するものとする。
- (2) 年末年始、ゴールデンウィークその他連休期間中においても、回収間隔が3日を超えないよう回収するものとする。

9 洗濯及び消毒

受注者は、回収した不潔品及び汚染品を洗濯施設へ持ち帰り、医療関連サービスマーク認定施設又は同等の品質管理体制を有する施設の基準に基づき適切に洗濯及び消毒を行うものとする。特に感染の恐れがある場合は適切な措置を講じたうえで処理すること。

10 納品

受注者は、平日に1日1回、洗濯及び消毒を完了したタオルを各部署へ発注者が定める定数から減少している枚数を納品するものとする。また、緊急時にも対応できるよう十分な在庫を確保しておくこと。

11 衛生管理

受注者は、関係法令及び院内感染対策に関する基準を遵守し、衛生的な管理を徹底するものとする。

12 請求及び支払方法

毎月末締めとし、受注者は前月に納品したタオルの数量に契約単価を乗じた金額を記載した請求書を発注者に提出し、発注者は請求書受領後30日以内に支払うものとする。

13 法令遵守

下記の関係法令を遵守すること。

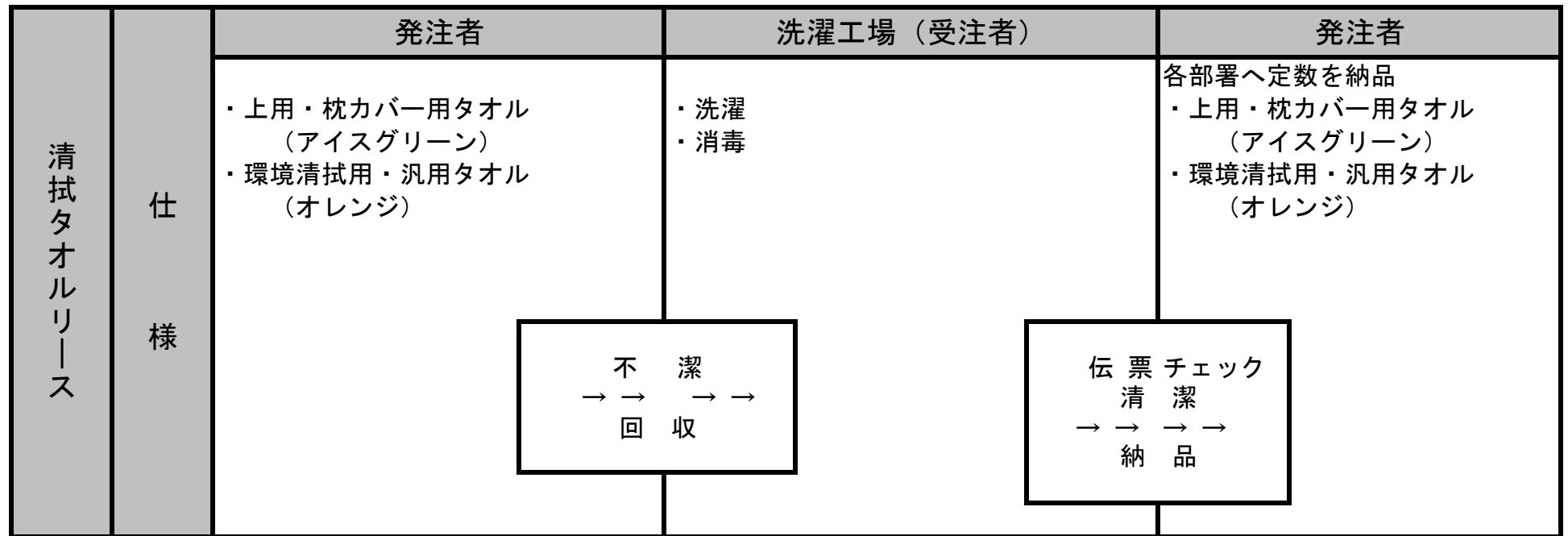
- ・医療法第15条の2
- ・医療法施行令第4条の7

- ・医療法施行規則第9条の14
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・クリーニング業法
- ・一般財団法人医療関連サービス振興会の寝具類洗濯業務の認定、または同等以上の品質管理による業務を実施できること

14 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり病院運営に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

<運用体系>



※タオルサイズはすべて200㍻ 35cm×85cm程度とする

<清拭タオルリース>

品名	用途	単価 (円/月)	月間予定数量 (枚)	月額 (円)	備考
タオル (オレンジ 200枚 約35*85cm)	枕カバー・患者の清拭用		1,725		1か月を30日として 算出
タオル (アイスクリーン200枚 約35*85cm)	ベッド・機械等の清拭用		3,900		1か月を30日として 算出
小計①					
年額①×12					
消費税等					
合計					